

令 5 山 監 査 第 5 8 号
令和 5 年 (2023 年) 7 月 1 0 日

外32名 様
(別紙請求人名簿のとおり)

山口県監査委員 友 広 巖

同 曾 田 聡

同 小 田 正 幸

同 正 司 尚 義

山口県職員措置請求について (通知)

令和 5 年 6 月 6 日に請求のあった住民監査請求については、次のとおり却下します。

記

1 請求の要旨

中国電力株式会社(以下、「中電」という。)による令和 4 年 10 月 5 日付の公有水面埋立免許伸長許可の申請に対し、知事が令和 4 年 11 月 4 日に補足説明請求書を送致し、令和 4 年 11 月 28 日付で公有水面埋立免許伸長を許可したこと並びにこれらの行為のため知事が職員に審査及び書類を作成させたこと、また、同日付で知事が中電に要請書を手交したこと及びこのために職員に書類を作成させたこと(以下、これらをまとめて「知事の行為」という。)は、公有水面埋立法、憲法及び地方自治法に違反する行為であるため、知事の行為を目的として支出した送料及びそのために従事させた職員の給与を県会計に返還することを求める。

2 請求に対する判断

(1) 住民監査請求の対象について

住民監査請求の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為（①公金の支出②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担）があると認められるときに該当する場合である。

(2) 請求についての適格性（要件審査）について

請求人は、知事の行為は、公有水面埋立法第4条の適合要件を欠いた違法な行為であり、また、憲法第14条、第92条、第99条及び地方自治法第1条の2第1項に違反する行為であることから、これに係る公費の支出は違法であると主張する。

しかしながら、請求人が違法と主張する知事の行為のうち、申請に対する一連の審査及び書類作成は、「許可」「不許可」に関わらず必要な許認可の業務過程であって、請求人は、財務会計上の行為の違法・不当や、それによって発生した損害について摘示していない。また、要請書の手交に関するものについても、請求人は、財務会計上の行為の違法・不当や、それによって発生した損害について摘示していない。

このように、請求人の主張は、「公有水面埋立免許の伸長許可」という公務遂行上の判断そのものの是非を問うものであって、財務会計上の行為の違法・不当を問題にしているものではないため、住民監査請求の対象とはならない。

よって、請求についての適格性（審査要件）を満たしてはいないと解する。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求については、請求の適格性を満たさないものと判断し、その請求を却下する。

4 個別監査契約に基づく監査について

却下の場合、監査を実施しないため、個別外部監査契約に基づく監査について検討は行わなかった。